

招集期日 平成23年5月10日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 5月10日(火曜日)午前 9時30分

閉 会 5月10日(火曜日)午後 0時00分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	金澤 秀信
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	山本 秀和	委員	向口 文恵
	委員	横田 淳一	委員	小島 清人
	委員	宮岡 幸江		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	原 嵩 秀 男
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	沼 井 俊 明	佐 藤 大 輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

前回の委員会では、本日協議するものと5月25日に協議するものと分けて、持ち帰って協議いただいたと思いますが、25日の分についても会派で協議が終了してありましたら、本日前倒しで協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 大丈夫ですか。

それでは、25日の分も一緒に協議させていただきたいと思います。

それでは、お手元にご配付いたしました次第によりまして議事を進めていきたいと思えます。

まず、お配りした資料1をごらんください。1番から5番については、前回の委員会で決定いただきました事項につきまして、委員会時のお茶の廃止、録音テープの再利用、議案の送達、市政概要のA4判への変更、図書室関係については別途決定事項として議長へ報告いたしましたので、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、1、短期検討事項についてを議題といたします。本日は、短期の検討課題の中から持ち帰りとしております検討課題について協議いたします。

まず、庁議議事録の配信、LAN接続について協議願いたいと思えます。

それでは、各会派よりご報告をお願いしたいと思えますが、最初に保守系クラブお願いいたします。

横田委員 保守系クラブ持ち帰って協議しました結果、この件に関してはぜひ進めてもらいたいというようなことなのですが、ただいろいろお聞きしたときに、LANの接続には守秘義務の関係でいろいろとちょっと問題があるかもしれないという話を聞きまして、最低でもできたらペーパーで会派に紙を置いていただくような形ができれば、できましたらそのLANのほうも前向きに検討していただけて進めてもらえればというようなことで、保守系クラブはぜひこれをやってもらいたいということになりました。

委員長 次に、公明党入間市議団。

金澤委員 公明党入間市議団としても、まず最低限庁議議事録の配信については、最優先で行っていただきたいということです。LAN接続については、確かに各会派控室のパソコンを庁内L

ANに接続すると、USB接続ができないとか、いろんな面で逆に議員活動に差し支えが出る、マイナス面も出るというふうにいろいろと検討の結果をお聞きしていますので、最終的にいろんなクリアしなければいけない問題はありますので、LAN接続については長期課題としてもいいのですが、その間の段階として、他市の例をちょっと参考にさせていただいたところですね、庁議議事録については、もう市のホームページ上に載せていただいて、市民であってもこの庁議議事録の内容を参照できるようにしている先進自治体が幾つもあるのがわかりました。ただ、これもなかなかその公開の進まない自治体では裁判にまで発展している例もあると聞いています。例えば浦安市さんなどがそうなっていますけれども、そのような意味で、その中間点としてのこの議事録をホームページ上に載せることも含めては、中期的な検討も加えさせていただけたらというふうに思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、日本共産党入間市議会議員団、お願いいたします。

安道委員 この庁議議事録の議員にもというふうなことについては、ぜひそういうふうなことについては伝えてもらいたいということでは一致しているのですが、このLAN接続となると、やはり保守系からもありましたけれども、個人情報等々の問題はどうかというふうな問題もあって、やっぱりこの辺はそういうふうな問題がきちんとされるといふところを見てでない、やはり問題があるだろうというふうなことで、長期的にとらえていくというふうな形で考えています。よろしくをお願いします。

委員長 ありがとうございます。

次に、みらい市民クラブ、お願いします。

山本委員 私どものほうでも先ほど来お話出ていますとおり、庁議の会議録の配付については、異論がないところです。過去に私自身も資料請求かけたことありますので、希望する議員が定期的に配信を受ける、紙媒体になるのか、媒体はわかりませんが、それは構わないだろうということで、ただLANの接続については、これ、委員長、ちょっと事務局に確認させていただきたいのですが、庁議の会議録の要旨ぐらいは載っているのだろうというのは理解するのですが、それ以外に例示としてどういう情報がこの庁内LANの中で流れているのか、その辺まずお示しをいただいた上で判断したいなという意見があったところです。

委員長 ありがとうございます。

それでは、次に事務局から、今いろいろ質問の内容もありますが、事務局からお願いしたいと思うのですけれども……。

議会事務局主幹 ちょっと手元に細かい内容まで持ってきていないのですけれども、庁議の公開システムといいますか、内容は、庁議と施策連携会議と課長会の会議録が一緒になったシステムみたいな形で、我々が見るときにはその日付をクリックすると、その庁議の内容が出てくる、

施策連携会議の内容が出てくる、課長会の会議録が出てくるというような内容になっていません。

その他のシステムといたしますか、全職員が見られる環境になっておるのがいろいろあるのですけれども、ほぼほとんどが事務処理ツールのような内容でございまして、庁用車の予約システムですとか会議室の予約システムですとか、何かISO関連の入力システムですとか、そういったことでほとんど業務上の、事務上のといたしますか、入力システム、会議録閲覧システムも当然入っておりますし、そのようなものが主になっているかと思えます。以上でよろしいでしょうか。

委員長 個人情報についても、共産党さんのほうからありました。

議会事務局主幹 個人情報につきましては、課によって税務関係とか保険年金関係とか、あとは福祉関係ですか、そういったのは独自でシステムを動かしていると思うのですけれども、そういったものは全職員がみられるということではなくて、そもそも画面にそういう情報は、入り口がないものですから、見られないような状況になっておりますので、基本的には個人情報にかかわるような内容はないのかなと思われます。以上でよろしいでしょうか。

委員長 ありがとうございます。

一応おおよそのところは皆さん見当がついたと思うのですが、何か聞きたいこととか発言、ご意見あれば出していただければと思うのです。

山本委員 大体仕様については理解をさせていただいたのですけれども、うちの会派の中でもちょっと議論が出まして、ちょっと一番心配な点というのが、庁議で決定されたことというのは、基本的にそのとおりに動いていく話ですから、決定事項が表に出る分には私は構わないと思うのだけれども、その前段階のメーカーの部分ですよね。施策連携会議であたったり、課長会でもんであるような話、役場の仕事のシステムでいくと、課長会で上げたものが施策連携会議に上げて、最終的に庁議に上がるというようなこと、稟議踏むようなイメージのかなというふうにも理解する、ちょっと違うのかな。それにしても一番心配な、何を言いたいかというと、要は議会の議決事項、あるいは議会の所掌範囲から外れるような形で事前審査になってしまうようなことであったり、あるいは首長さんの執行権の侵害になるような事案が生じる種にならないかという部分は、ちょっと心配だというのはあったのですよね。要するに僕らが事前に見ることで、いいように動くものもあれば、逆に、それぞれの個々の議員の立場によって横車を押しかねないという部分もあるのかなという、そういう心配、二元代表ですから、相手方の執行部さんのほうの事務執行の部分に不当に関与してはいかぬという部分もありますから、その辺の兼ね合いの中でどこまで出せるのだろうかという疑問点といたしますか、それがツールとして対応できるものなのかどうかという部分についてのご見解聞かせていただければなということに思っております。

議会事務局主幹 今山本委員さんがおっしゃられた課長会があって、その上に施策があって、その上に庁議があるというような、理想的な多分イメージだと思うのですが、多分入間市のそういった会議を設けたのも、多分理想はそういう形なのでしょうけれども、現実的には配信されるのを見ますと、例えば課長会であると何か課の今度こういうのがありますから、ご協力お願いしますとか、そういった内容が主になっております。施策のほうについても、何か全庁的にお願いするような内容の、本当に事務的な連絡会議みたいな、そこで重要な案件が趣旨決定されているような内容は、庁議以外はちょっと見受けられないのが現実かなと思っております。

庁議に出てくる案件については、ほとんど部長さんが出してくるわけなのですけれども、その前段階でいろんな各課との連絡調整とかもほぼゴーサインが出たような内容を庁議で最終決定で出しているというような流れかなととらえております。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかにあれば、この際ですから。よろしいですか。

金澤委員 皆さん意見も出尽くしたようなのですけれども、このLAN接続については、私たちの公明党のほうで提案させていただいた内容なのですけれども、今各委員さんが気になった個人情報取り扱いとか、逆に公開したことによって出てくるデメリットも、一部今不安も解消されたかにも聞こえるのですけれども、それ以外に先ほども申し上げましたけれども、今後その会派の控室のパソコンの使い方がいろいろと制限がされてくるのですね。情報のセキュリティの問題で、まだまだちょっと不安な点もありますので、これは提案させていただいた公明党入間市議団としても、これ1回ちょっと、中長期のほうに繰り延べさせていただいたらというふうに、このLAN接続については、ご提案させていただきたいというふうに思いますので、取り計らいよろしくお願いいたします。

委員長 今順次まとめれば、ペーパーによる、庁議についてはぜひ出してほしいと、それとあとLAN接続については、いろいろな差しさわりの部分もあるので、中長期的な問題として取り扱ってほしいというふうなことで今ご意見が出ましたが、ほかの会派の方はどうでしょうか。そのような形で……。

金澤委員 皆さんの意見そうなったところで、具体的に事務局側としても困るところがあると思うのですけれども、この配信の方法を各議員一人一人に希望をとってお配りする方法が1つですね。それは、メールなりファクスなりいろいろやり方はあると思うのですけれども、これがまず1つですね。

2つ目に、それではでも事務局の事務削減につながらないので、できれば会派というよりも部屋ですね。部屋に、控室に1冊ファイルを置いていってファイリングをしていただく方法、これがあると思います。具体的に、もうこの場でできれば、どちらの方法がいいのか、またそのほかに方法があるのか、お考えがあれば承りたいと思います。

委員長 今、そういう意見が出ましたが。

横田委員 その件に関して会派でもちょっと話をしまして、やはり議員一人一人となると、事務処理量が大幅ふえてしまうと思うのですね。ですので、やはり部屋に1つ置いて、必要な人が自分でコピーをとるなりすればいいのではないかというような感じで話はしました。

山本委員 図書室に一そろえ置いておいたらいいのではないのでしょうか。審議会の資料とかと同じ扱いで、図書室に1部置いておけば、あと好きな人が借りていって見れば、コピーもとれるということだと思いますので、事務局の事務処理の負担ということであれば、図書室に一そろえ置いておく形で用は足りるかと思います。

委員長 結論とすると、ファイルで置いてもらえばいいと、ただ共産党さんはどうでしょう。

吉澤委員 そのあれですか、例えば各議員にメール、ファクスというときに、別にどちらがいい悪いではないのですけれども、それそんなに手間がかかるものかなというのも思うのですね。そんなにかからない、登録してあればね。事務局としてどちらがかえって手間がかからないのか、ちょっとその辺もご意見お聞きしたいなというふうに思いますけれども……。

議会事務局主幹 事務局代表して、希望といたしましては、山本委員さんが言われたように、1冊図書室に置いて、必要な方が必要な部分をコピーしていただくというのが一番セキュリティー的にもいいのかなと思っております。

委員長 いいですか、それで。

保守系クラブさんは、各部屋にというふうな……どういたしましょうか。一番少ないのは、あれば部屋のほうがいいのですか。

安道委員 図書室に1部あればというのは、会派に1つにあるのと同じようなことになりますから構わないと思うのですけれども、セキュリティーの面でもそれがいいというふうなことであれば、当面それでやっていくと、何か問題があれば、また改善していくというふうなことで、まずそれでスタートしてみるというのも方法ではないでしょうか。

委員長 そうしますと、ペーパーによる庁議を報告していただくと、それでその置く場所については、今のところ会派にするか図書室にするか、どちらがいいですか。図書室でよければ……。

宮岡委員 吉澤委員も言ったように、この会派にやるにも確かに枚数か、3枚ぐらいふえるかしら、という感じはするのですけれども、そんなに苦ですか、というか、人数が多いところはやっぱり1つあったほうが私たちからするとありがたいかなとは思っています。

委員長 会派のほうに置くということにするか、図書室に置くということにするかなのですが、いかがいたしましょうか。大した問題ではないような……一存でやって進めさせていただいていいですか。会派に置くという方向でどうでしょうか。いいですか。どちらでも大してね。では、希望がありますので、会派に置くということで……

議会事務局主幹 控室に1冊。

委員長　　そうです。控室に1冊ということで、各部屋に1冊ということでいいですか。各部屋に1冊ずつということで、保守系クラブは2部屋ありますけれども、1部屋あれば十分ということで、よろしく願います。ひとり会派の人もいますので、ひとり会派の人については、1部屋に1冊ということでよろしいですか。そういうことでお願いしたいと思います。

それでは、次に、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の全面公開について協議願いたいと思います。

それでは、同じく各会派よりご報告をお願いしたいと思います。

保守系クラブお願いいたします。

横田委員　これに関しては、結論からいいますと、今までの状態のままでいいのではないかなということです。理由としては、今までその問題はなかったみたいなのですけども、やはり全面公開することによって、何かあったときに委員長にある程度の権限があったほうがいいのではないかなというような話が出ました。それで、今の状態、今の傍聴規定のままやればいいのではないのでしょうかということでした。

委員長　　次に、公明党入間市議団さん、願います。

金澤委員　これに関しては、結論から言いますと、全面公開すべきというふうな結論です。まず、1点目として、この委員会の原則公開にしているかしていないかで、議会の情報公開度に論点として全国でも取り上げられておりますので、これを入間市が今実態として原則許可を今までしてきたけれども、断ったためしがありませんので、これは開かれた議会として、全国のランキングに落ちないようにという点も含めて、これは原則公開にしていくべきだという点がまず1点あります。

2点目に、先ほど横田委員のほうから出ました傍聴者に対する退場を求めることについての権限なのですけども、今現在、委員会のその条例の規則のほうで、その点が若干あいまいですので、傍聴は原則許可するけれども、不穏当発言とか議事進行に支障を来す場合に、委員長が委員会に諮って、しっかりとその退席を求めることができるという議事整理権のこの傍聴規程の整理をあわせて行っていけば、その点も委員長の権限、権威含めたものが保持されるのではないかなというふうに考えます。

あと1点つけ加えさせていただくと、この傍聴なのですけども、傍聴人の制限なのですけども、現在大まかな人数は申し合わせで規定されているのですが、委員外議員の取り扱いについて、その申し合わせの部分で若干不明な点があります。ちょっと時間の関係上、割愛しますけれども、これについてはしっかりとその申し合わせの整理というところで他の会派からも中期のところ検討事項として上げられていますので、その点もあわせて別途この傍聴の規定ですね、及び委員外議員の取り扱いのルール明確化は検討していくべきだなというふうに考えています。以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、日本共産党入間市議会議員団さん、お願いします。

安道委員 うちの会派でもこの委員会の全面公開というふうなことについては、原則的に全面公開していくというふうなことが望まれるというふうなことで、今委員長の許可によってというふうなことでなっていますが、基本、今皆さん傍聴しているというふうな状況からいうと、全面公開というふうな形でやっていくのがこれからだろうというふうに思います。

あと例えば請願なんかによっては、その希望する方全員が入れないというふうな状況もこれまでありました。そういうふうな点でやっぱり希望する人はやはり皆入れるような、そういうふうなこともきちんと部屋を確保していくなどというふうなこともこれからはしていくというふうなことで、そういう方向の検討も必要ではないかというふうなことで出ました。ですから、希望者は皆傍聴できるようにというふうな配慮を加えてほしいというふうなことで出てきました。

あと先ほどあった議事整理権というふうなことは、当然にこれは基本的に、原則的には当然に確保されることだと思います。

委員長 次に、みらい市民クラブ、お願いします。

山本委員 私どものほうで提案させていただいている案件ですので、基本的には各派ご理解いただいているものと感謝申し上げるところですけれども、先ほど来お話出ていますように、1つは会議公開というのは、これ開かれた議会をつくるという上で不可欠な要素です。これは後で出ますけれども、招集告知のポスターを広報委員会で議論したときにも、やっぱりその部分、ご自由にお越しくくださいと書けないという部分からしても、やっぱりこれ決めていないことについての不利益のほうが多いただろうということですね。現状の会議運営と何ら変わるところはありませんので、そういう部分からしても、もうここで条例改正踏み切るべきだろうというふうに考えています。

あと委員長の議事整理権の部分については、これも各派お話しありましたとおりで、基本的に委員会条例等で、また傍聴規則の整理等進めていく中で確立されればいい話ですし、本当にお見せできないという状況であれば、秘密会という規定はありますので、だからその部分うまくやっていくことで、よっぽどのことですが、秘密会というのは基本的には。そういった部分についてきちっと整理をした上で、運営の指針というか、そういった部分が確立されればよろしいのではないかというふうに思っております。原則公開と改めることについて何ら問題はないというふうに理解をしております。

委員長 ありがとうございます。

一応各会派の報告がありました。ご協議をお願いしたいと思いますが、ご意見ある方はよろしくお話ししたいと思います。

金澤委員 大体意見出たと思うのですけれども、ちょっと今保守系クラブさんのほうで、できれば原則のままというようなご意見いただいたわけなのですよね。それで、特に具体的に、ではこれを今現在実質的にはもう今公開にしているのとほぼ同じと言って差し支えないと思うのですけれども、何か具体的にこういうようなデメリットがあるのではないかとか、こういう心配があるのではないかというような点があれば、それを協議してお互いの理解を深めるということが大事ではないかと思うのですけれども、いかがですかね。

宮岡委員 別にデメリットが何かというよりも、今結局、どの委員会も傍聴はできるわけだから、それでいいのではないかということがこの間出た意見ですよね。何が悪いということではなくて、今できているではないかというところが会派のほうで出た意見です。

金澤委員 そうすると、実質的に変わりはないのですけれども、よく議会などの情報公開度のランキング等で、この委員会の許可制なのか原則公開なのかでやり玉、論点に上がってくるのですよ。あとは議事録をどこまで公開するかというあたりで、この委員会の公開ってやっぱり進んでいるところと進んでいないところがありまして、せっかく議会改革ということで市民に開かれた議会ということを考えていただけるならば、これはできればそのどちらでもいいということであれば、できれば賛成していただければなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

横田委員 やはりさっき副委員長が言われたように、要は傍聴規程の見直しとか、その辺をやっぱりしっかりやって、何があるかがまだわからないけれども、あるかもしれないので、このままでいいのではないかということなので、その辺はやっぱりしっかり見直して、その辺を詰めてからでないと、やっぱり全面公開というのはなかなか難しいのかなという感じはします。委員長の議事整理権というのですか、いろいろ何かあったときに、ある程度は。

金澤委員 私一人しゃべって恐縮なのですけれども、そういう意味で今まで原則許可、原則公開かわらず問題がなかったわけですよね、今まで。だから、その意味で条例等の申し合わせについてもあいまいのまま来てしまっていたということで、せっかくこれは、今のままですと、その申し合わせのほうもそのままになってしまいますので、できればこれを全面公開とするのに合わせて、事務局側のほうで他の先進議会の公開制にしているところの傍聴規程とか委員長の議事整理権のこの申し合わせとか規程の情報収集をしていただくのを、できればこれ同時並行でできないかと、それが終わってから全面公開に踏み切るという考え方もあるので、すけれども、せっかくですので短期に解決できることは解決したいと思うので、できればその情報収集もあわせやっておくということで、6月議会の条例改正に向けて努力していけたらなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長 今、そういうふうな意見も出ましたが、今委員会のほうのその委員長の条項ですよね、それについてちょっと、許可をする内容の規定のところの部分がありますよね。その部分ちょ

っとお願いしたいと思うのです。

議会事務局主幹 現在の委員会条例第19条にございまして、読み上げますと、第19条、委員会は、議員のほか委員長の許可を得たものが傍聴することができる。2項としまして、委員長は、必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることができるという規定になっております。

ちょっと蛇足になってしまうかもしれないのですが、ちょっと調べたところだと、近隣ですと狭山市と所沢市が公開制に既になっておりまして、その部分の表現が、条例がどうなっているかという、もう許可ということではなくて、ただ単に、委員会は公開するという、ただし必要なときは退場を命ずることができるかという文言はあるのでしょうか、もうシンプルな形になっております。

ちなみに傍聴規則というのがどこの市も、入間市も入間市議会傍聴規則というのがあるのですが、この傍聴規則につきましては、あくまでも自治法に基づいた本会議の傍聴、以前は傍聴取り締まり規則という取り締まりが主眼だった規則の全面改正で、本会議には傍聴規則、自治法で設けなければならないというような形になっておりますので、設けておりまして、委員会を全面公開するに当たっては、これは私個人的な考えかもしれないのですが、委員会の傍聴規程なりをしっかりと定めなければいけないのではないかなと、ほとんど本会議の傍聴規則に倣ったような作りにはなるかとは思いますが、そのようなものが必要になってくるのかなとは思われます。

ちなみに少し他市を調べましたら、県も含めて、埼玉県とかさいたま市あるいは川口市には、委員会傍聴規程なるものが、本会議の傍聴規則とは別につくってあるのが見受けられました。まだ細かく全部全市調べたわけではないのですが、そのような状況で、やはり公開するに当たっては、そういった法令の整備ですか、をしていかなければいけないのかなとは思っております。以上です。

横田委員 やはり思うのが、その辺を短期ではなく、その辺やっぱりちょっときちんと決めてから、詰めてから委員会の全面公開という形に、もうちょっと先に持っていったほうがやっぱりいいのではないかなというふうに私は感じているのですが……。

委員長 どうでしょうか。一応規程がない中でやるよりは、規程ができてからやったほうが良いというふうな、もし全面公開するのなら、そういうふうな考えでいるということですかね。

山本委員 ご懸念の点わからないわけではないのですが、今のところ委員会の傍聴に関して何の決めもないのですよ。委員長が許可をするということ以外何も決まっていない状態ですから、最終的には全部委員長の裁量になってしまっているわけですよ。ただ、現実的に考えたときに、その委員会の傍聴規則なり傍聴規程を設けるにしても、本会議の傍聴規則の該当部分準用するぐらいのものに落ちるのだと思うのですよね、最終的には。そんなに違いがあるわけではありませんから、騒がれたら困るとか、ごく限られたことだけではないですか、

別に傍聴人についてあれこれ制限つけるということの性質のものではありませんから、静かにしてくださいとか、ごく限られた案件ですから、決めるべきことというのは、それでいくと、そんなに時間かかる話でもないと思うし、極端な話すれば、本会議の今ある傍聴規則の適当な規定を準用するというところだけを委員会条例の中に決めてしまえば、スタートはできる話だろうというふうにするのですよね、極端な話。別に規程を設けるならば設けるでもいいけれども、その調査からその制定までの過程でそんな時間がかかるとも思えない。今すぐ情報収集等やっていただいたら、恐らく6月には間に合うのではないですかね。議提で出すようですから、議提だか委員会立法で出すようですからね。6月の最終日に追加上程してでも出せると思えば出せる話ですから、そんなに時間かける話でもないような気がします。できるだけ早く現実にルールを合わせるということについて、できるだけ早く踏み切ったほうがいいのではないのでしょうかね。やっぱり話堂々めぐりになってしまうけれども、副委員長からもお話あったとおり、うちの委員会は公開していませんということを公にアピールしなければいけなくなっているのが今の現実ですから、実態にそぐわないわけですから、実態は公開しているわけだから、それだったら堂々とうちは原則公開ですよということで一歩踏み出すことのほうを私は優先したほうがいいかなという認識を持っているところなのだと思います。

横田委員 情報公開、委員会を全面公開するという方向は、やっぱり開かれた議会ということで必要な方向性としてはそうなのかなというふうには思っているのですが、それがだから今短期ですぐにという、この今の特別委員会できっちり人間市として決めていけばいいことだと思うのですね。だから、短期で今すぐ、できるのでしたら短期でどんどんやっていったほうがいいのですけれども、そんなに急ぐというか、要はこの委員会できっちり決まればいいのではないかなというのがまず1点ちょっと考えているところがあって、なので今山本委員が言われたように、傍聴規程とか、そんなに難しいものでなくてすぐつくれるという話でしたら、それをつくって、順番としてはやっぱりつくってから公開というのが順番だと思うのですよ。なので、それが短期でできるようだったらそういうふうにしていけばいいだろうし、それがちょっと、細かいところは私もわからなくて、もうちょっと時間がかかるのかなというのがあったので、そうなってくると中期ぐらいの感覚でとらえなければいけないのかなという感覚ではいるのですけれども、だからすぐそれが規程ができるのだったら短期ということでもいいのかもしれないとは思っています。ただ、順番としては、やはりその規程をつくってから、見直しをしてから全面公開という形がやっぱり順番なのではないかなというふうには思っていますけれどもね。

山本委員 横田委員おっしゃるような形の流れで話進めるのだとすれば、例えば25日、次の会議ありますよね。そこまでに各派で起草をして、持ち寄って、25日の会議ですり合わせをして、そ

ここで委員会として意思決定すれば、6月には間に合いますよねという話ですよ。そんなに何カ月もかかる話ではないと思いますので、横田委員のおっしゃる流れで進めるということであれば、25日に各派で、そんなに分量ある話ではないし、直すところも決まっているでしょうから、25日までに各派に持ち帰っていただいて起草して、25日で各派でその規程案なり規則案なりという部分を持ち寄るとい形にすればよろしいのではないのでしょうか。

委員長 どうでしょうか。期間的にもあるのですが、その辺のところは。ご意見あればお願いしたいと思うのです。

向口委員 お話を聞いていると、結局全面公開をしたいという方向性で皆さんそういう意思はあるのだろうと思うのですが、その前提に立って、これからそういう細かいそういう規程を考えていくのがいいのではないかなというふうに思うのですが、横田委員さんは、例えばその規程の内容いかんでは全面公開はもしかしたらないというような判断なのではないでしょうか。そこまでは言っていないですよ。だから、基本的には全面公開をしていくという前提ですよ。ならそれで進めてよろしいのではないのでしょうか。その上で早く、そういう規程等が早く決まるのか、時間がかかるのかはちょっとこれからのことになってくると思うのですが、いかがでしょうか。

金澤委員 だから、ある程度皆さんの意見もまとまってきた、集約されてきたと思うのですが、問題は、その25日を予定しているわけですから、25日までに委員会の条例の見直し案と、あと傍聴規程の整理が間に合うという前提、間に合わせるという前提で進めることが、保守系クラブさんとして、多数会派ですから、可能なかどうか、できればできるだけ努力いただきたいというふうには思うのですが、その点をまず確認をした上で、我々少ない会派はすぐ集まれるよというのと、また話が違うでしょうから、その点はできればご努力いただけたらと思うのですが、その点いかがですか。それができるのであれば、25日に集まって話し合いをして、煮詰めたら、今度それをまた持ち帰っていただくと、6月の頭で最終的にゴーならゴーが出せれば十分6月議会に間に合いますので、その点のスケジュール的なところも含めて、ちょっと保守系クラブさんにご努力いただけないかなと思うのですが、いかがですか。

宮岡委員 1つは、ちょっと私自身が理解できていないのは、ここの会が決めたもの、これは議運に上げるわけですよ。

〔(この案件はね。条例改正ですから) と言う人あり〕

宮岡委員 条例改正ですからね。そうすることが前提というか、は皆さんの頭がないといけないということになりますよね。今聞いただけなのですから……

委員長 段取りとすると、ここで一応委員会で決まったことについては、議長のほうに報告をして、議長の采配によりまして、議運にかけるとか代表者会議にかけるとか、全協にかけるとか、

そういうふうなことでみんなの意見で決めていく。この委員会が、だから調査研究というふうな最初の話になっていますけれども、ある程度の方向性は持ったものを皆さんの意見を議長の方に上げていくというふうな方向だと思うのですが、私の考えでは。そうしたときにできるかどうか……

〔頑張りどころ〕という人あり〕

委員長 代わりに言わせていただければ、結構難しいものはあるとは思いますが。

向口委員 私も、そもそもこの辺の部分がはっきりしていない、わからなかった部分だったのですが、そもそもこの委員会でそれなりに結論が出たことは、どこまでの効力があるのかなというのがもともと疑問にありました。それで、これは私の考えなのですが、ここで出た結論というのは、やはりこの委員会でもんだことですから、委員会総意としての結論だというふうに、やっぱり認めてもらいたいと思うのですね。結論は一応出たけれども、それをまた持ち帰って、また持ってきて、また持ち帰ってまた持ってきてというのはどうなのかなというか、そもそもここで集まる、それなりの結論を皆さん代表として出てきているわけですから、ある程度結論は出しても、それは効力はしっかりあるものだと、やっぱり認めていただきたいですし、それなりに皆さん、そのつもりで勉強してきていらっしゃるのでしょうから、ただその上で、やっぱりその議会運営委員会のほうにかけていくというのはあるとはもちろん思うのですが、やはり一つの形として、総意としてこうなのだというものはやっぱり出していくべきなのではないのでしょうか。そういう方向性でやっぱり進んでいただきたいなとは思いますが。

委員長 というふうな意見が出ましたが……。

横田委員 事務局のほうではかのところの傍聴規程、県のやつとかいろんなものもちょっといろいろ資料出してもらって、それを参考に各党派でやって、ここできちんと決めると、次という形でいいと思うのですが、はっきり言って、多分25日までにはちょっと間に合う自信はないです。もうちょっと時間があればその方向でいくとは思いますが、私はちょっと、かなと思います。

安道委員 だから、こちらも原則公開というのは当然なスタンスだと思うのですよね。条例という、やっぱり公開しますというふうな形に変えるだけ、そんなに苦労することではない内容ですよ。ただ、規則となるとやっぱりいろいろ検討することも出てくると思うのですが、25日までにできるかどうかというふうなところにかかってくるのですが、その点はちょっとこちらも若干心配な点はありますが、原則としては、基本的にはこの流れでいこうというふうなことではこちらは一致しています。そういう点ではやる努力はしていきたいと思っていますので、その方向性で努力していくというふうなことではぜひ一緒に努力してまいりましょうと言いたいところですが、どうでしょうか。

議会事務局主幹 僭越ですけれども、例えばなのですけれども、委員会条例のもし公開にする場合の条例改正案文、あるいはそれに伴う委員会傍聴規程、他市の例を参考に事務局案のようなものをつくることは、それを提出するようなことは、たたき台のような意味合いで出すことは可能かとは思われます。以上です。

委員長 というふうなことで、私のほうからちょっとあれだと、共産党さんのほうの要望の中では、傍聴の中で、希望する人がみんな入れるような方向というふうな内容も出ていましたよね。

金澤委員 確かにそれはできるだけ多くの方が、せっかく来ていただいた傍聴の方はわかるのですけれども、やっぱり限られた部屋、限られたスペースですので、例えば第3委員会室、福祉常任委員会が使う第3委員会室で考えていたけれども、ちょっと多いようなので、例えば全員協議会室にしますとか、そのような、それまで15人いたのが20人になりますよとかということだったらわかるのですが、必ず全員となると、やっぱりどうしても差しさわりがあり、限界がありますので、そのような柔軟な部屋を、ただあいていなければこれできませんので、第4委員会室になるかもしれませんけれども、柔軟な部屋の運用をお願いしていくというふうなことでご了承いただければ、今の共産党議員団さんの話はいいのではないかと、わかっていただけるのではないかなというふうに思いますけれども……。

安道委員 現状でできる最大限の努力をこちらが議会としてしていくと、市民に公開と言っているからには、やはりやれる限りで、今おっしゃったような部屋をかえて対応するとか、やれることでの対応をしていきたいと思います、そういう柔軟な対応というふうなことで皆さんで合意していただければいいと思います。

委員長 その辺の動きになってくると、柔軟な動きということになると、事務局の中では特別ご意見はありますか。議員の言うとおりのこととやっていた方向なのか、物理的に無理なのか、傍聴できる方は全員なるべく入れるような方向の委員会運営をお願いしたいというふうな内容があるのですが……。

議会事務局主幹 本会議のほうの傍聴規則でも人数の取り決めは基本的にはやっておりますので、委員会室の場合も目安的な定員という形になるかと思えますけれども、15なり20なりというのは、まずは定めたほうがいいのかと個人的には思います。ただ、そこにただし書きか何かで、委員長が必要と認めるときはその調整できるようにするとか、そういった文言をつけ加えておけば、それはそれに応じた部屋を配置するとか、その辺臨機応変に対応できるのではないかなと思えます。以上です。

委員長 ありがとうございます。

というふうな人数については、そういうふうなことがあると。

金澤委員 時間も限られていますので、では事務局のほうからの申し出もありましたので、25日の時点で事務局のたたき台、草案をベースに25日にもう一度この傍聴規程とか、あと委員長の議

事整理権などについて研究、検討していくということで、その点で各委員が納得していただけるならば、その時点で改めて決をとっていくという方向でいかがですか。

委員長 どうでしょうかね、その辺のところは。了解しますか。

〔(いいと思います) という人あり〕

委員長 それでは、その素案を見てから判断していくということでよろしいですか。

〔(はい) という人あり〕

委員長 それでは、この件につきましては、25日に検討するというで一応よろしくお願ひしたいと思います。

次に、招集告知ポスターなのですが、休憩しますか。

〔(はい) という人あり〕

委員長 10分間休憩させていただきたいと思います。

午前10時21分 休憩

午前10時31分 再開

委員長 では、会議を再開いたします。

次に、招集告知ポスターの市内張り出しについてですが、本日は資料2として、議会広報委員会の検討経緯の資料を配付させていただきましたので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、資料が提供されておりますので、資料のほうの説明を事務局よりお願ひしたいと思います。

議会事務局主幹 私が説明するよりも委員だった方が説明されたほうがもしかしたら詳しいのかなとは思いますが、きっかけとしましては、資料2に出ているのですが、21年の12月、たまたま事務局のほうに市民からの問い合わせの電話で、防災無線を利用して議会の日程を周知して傍聴に来るように促したらどうかというようなお話があったのが、それを広報委員会に事務局として、こういった市民からの意見がありましたという報告をしたことがきっかけで、周知の方法ということでポスターという案が持ち上がったように聞いております。

その後、ワーキングチームをつくりまして、ポスターの原案をつくったと、他市の先進地のポスターを参考にしながら、ここにいらっしゃる山本委員さんがリーダーとなりまして素案をつくり、平成22年の3月議会で一応広報委員会の素案の決定はされているようでございます。

その後、各党派検討いたしまして、ずっと3月議会、9月議会と検討してきた流れで、最後に12月議会のところがそこに書いてあるとおりなのですが、次期の広報委員会に申し送るという結論になったという経緯でございます。以上、もし補足等あれば、当時委員だ

った方をお願いできればと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

そういうふうな資料については説明がございました。

また、保守系さんのほうから順次……

金澤委員 ちょっとここで1つ気になるのが、せっかくポスター原案まででき上がって、全員の総意、広報委員会で決をとって、デザインまでつくって、原案、たたき台までつくって、さあもう張り出す、最後終盤の場面まで来て持ち越しになったというのは、それはいいか悪いかは別にして、その保留意見、修正について、保守系クラブさんのほうで出た意見として、やっぱりその効果について、それでやってどこまで効果があるのだとか、その点についてはやっぱりまだ検討が足りないのではないかというようなことが出たというふうに聞いているのですけれども、それでここで経緯を見てみると、先進地について、先進市でその状況を確認したというふうにあるのですが、その内容がちょっと書かれていないので、その点わかれば示していただけたらというふうに思うのですけれども……。

委員長 高山主幹わかりますか。

議会事務局主幹 当時広報委員会では全員の方に配っているのかとは思うのですけれども、いろんな市によってお金をかけているところ、全くかけていない自家製品のところ、いろんなパターンがございます。ただ、一番知りたいところの傍聴数の変化と申しますか、効果、その辺についてはやはりどこの市も、これによって増減が明確に出ているというような回答は全くございませんで、やはりそういった把握をしていないということがほとんどでございまして、効果としてはいかなものか全く不明な調査結果にはなっております。

委員長 それでは、先ほどと同じように保守系クラブさんからお願いしたいと思います。

横田委員 保守系クラブで話し合った結果は、やはり広報委員会のほうでこれはもう一回やってもらったほうがいいのかということになりました。

委員長 次に、日本共産党さん、お願いします。

安道委員 これについては、この広報委員会で取り組んだときにも、共産党はやっていこうというふうなことで賛同して取り組んでいただいて、掲示されるものと思っていましたので、効果云々かんぬんということあると思いますけれども、やっぱり議会としてこういうふうな取り組みをしているということを市民に知らせていくというふうな、それでも十分に効果はあるのではないのかなと、またその検証するというのはなかなか難しい点ありますし、取り組みとしてせっかく動き出していましたので、また新たにこれが出てきたのですけれども、今度はきちんと実施していく方向でやっていければいいのではないかと思いますけれども……。

広報委員会でもこちらでもいいと思いますけれども、広報委員会にまた持って行って、まただめになるのか、そういったことになるとうなのかなというふうなこともちょっとあり

ますので、どちらでも構いません。実施していきたいということです。

金澤委員 公明党入間市議団としては、これについてはまず結論から言うと、ポスターの掲示はするという方向で考えていけたらなというふうに思います。

まず、先ほど質問させていただいたその効果ですよ。せっかく手間暇、多少でも手間暇かけてやるわけですから、その効果について傍聴者数がふえるかふえないかという指標は当然最終結論として大事なのですけれども、その以前として議会が開かれているか開かれていないか、やっているか、やっていないかを市民がまず知らなければ仕方ありませんし、やっているよということを知っている市民の方が来ていただかなくても、やっているということを知っている市民の方がふえるだけでも、私は十分な、費用対効果はありますけれども、効果としては認められるのかなというふうに思います。

それと、この点については、先ほどの一番最初、この資料2の一番上にもありますけれども、まず最初のきっかけが市民からの要望で防災無線を活用して、これ行政無線ですよ、行政無線を活用して議会日程の周知を図れないかと、この意見もやっぱり大事であって、過去10年前か15年前かわかりませんが、以前は議会の開催を行政無線でやっていたらしいのですよ、以前は。本日より開かれますとかということをやっていた時期があるらしいのですね。それが、また市民からのうるさいだの何だのという苦情で取りやめになってしまったという過去があるのですが、やっぱりこの時代の流れとして、やっぱり議会としてもそれこそ毎日流すものでもありませんので、これは市のほうに、この行政無線による広報も働きかけていただきたいと思いますし、あわせて今言うようなポスターの掲示、また行政無線の活用のほかに、例えばフリーダイヤルによるテレホンガイドいるまで市民からの問い合わせがガイダンスで流れるようなテレホンガイドいるまとか、入間市で実際にやっている茶の都メールというそのメール配信で希望した方には定期的に議会がいつから開かれますというようなメールでの配信、またケーブルテレビを活用したハローいるまなどで議会の広報、日程の広報、さまざまな議会の日程等についての告知というのはあると思うのですね。そのような意味で、それをすべてこの議会改革特別委員会で話していくと、ちょっと時間的にもあれですので、結論としては、その広報委員会に今申し上げたようなさまざまなメディアなり媒体を通じての広い意味での広報活動を委員会での検討をお願いしたいということで、この議会改革特別委員会では、ポスターの告知も含めたということですね。一応結論を出して、告知をするのだというような結論を出していただいて、その方法についてどのようなものがあるのかを広報委員会に送っていけたらいいなというふうに現段階では思っています。以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、みらい市民クラブ、お願いします。

山本委員 広報の当時副委員長でありましたし、審議にかかわっておりましたので、私としてはこれできるだけ早く実現をしたいというところが正直言って本音です。これは広報委員会の審議過程の中でも一たんは素案について全体了承いただいていた話ですので、正直、当時副委員長として取りまとめをさせていただいていた立場から、これあえて言わせていただくと、やっぱり途中で急に結論が変わってしまったという部分については、非常に困惑をしているというのが正直なところですよ。

先ほど来お話出ていますけれども、明示的なその数字の面での費用対効果というよりは、むしろ議会改革の一環として、市民に開かれた議会をつくるという柱をこの委員会で打ち立てるのであるならば、そのためのツールの1つであるという位置づけのもとに取り組んだらどうかということです。広報委員会の中で取りまとめた素案においては、ほぼゼロ予算という案で、庁内印刷を使って、自分たちのワープロでできるような範囲の中でつくろうということで起案をしてあるものでございまして、十分取り組むに値するであろうという認識のもとで議論を進めてきた経緯があるということをご理解いただければというふうに思っております。

あとこれは、広報委員会に差し戻したとしても、ほぼ論点をご案内のとおりで尽くしている状態ですので、また広報委員会自体が任意の委員会で決定権がないということ、あとこれ審査していた時点においては、この委員会がなかったということで、ほかに審査できる場所がなかったということもありましたので、広報のほうで先行して議論をした経緯があるわけですが、当委員会が追って設置をされたわけですから、少なくともこのポスターの掲示についての可否については、こちらで決めていただくのが筋であろうということ、その上で例えば先ほど副委員長おっしゃられたように、やると決めたとしたならば、その細かいポスターの記載内容であるとか、ディテールの部分については、また広報委員会のほうに振るといふのは当然ありかなというふうには思っていますので、いずれにしてもやるかやらないかという意思決定は少なくともこの場でお願ひしたいというふうに思っております。以上です。

委員長 ありがとうございます。

今いろいろ意見が出ましたが、中で、公明党さんのほうで、今ポスターばかりでなく、ほかのいろいろな広報媒体についても検討していただけたらというふうな内容も出てきました。

また、その辺のことをいろいろ考えて、皆様のご意見をお伺ひしたいと思います。

横田委員 保守系で、その広報委員会に私もいたので、そのときの話をしますと、やはりその効果がないということがやっぱり一番だったのですね。最後に、いろいろ、先ほど資料お話しもらいましたけれども、それを聞いたときに、効果がないのではやってもしょうがないではない

かということがもう本当にメインです。

確かにこの議会改革として議会を市民の方にアピールするという面では、その効果とかを考えずにやってもいいのかな、アピールにはなると思うのですね。でも、保守系としては、アピールするよりも、やっぱりその効果のほうがやっぱり重要なのではないのでしょうかというようなことで、前回はなしにしようということになってしまったのでありまして、ですのでどうでしょう、やるかやらないかという、やはりその広報委員会のほうでもう一回その辺をひっくるめてちゃんともんでもらいたいということです。

委員長 どうでしょうか。ほかの会派さんは。

金澤委員 要するにその効果という意味で、先ほどもちょっと申されたものの繰り返しになるかもしれないのですけれども、例えば市民意識調査。市民意識アンケートで、市民の方に対して、あなたは議会がいつ開かれているかご存じですかというような、そういうようなアンケート項目があったとします。そういった項目があったとしたときに、初めてポスターの告知とか、先ほど私が申し上げたようないろいろなさまざまなメディアを使った広報が進んでいけば、当然その数字は上がってくるのではないかと、ただそれがなかなか行政から見ると、そこまで市民意識アンケート調査をかけてまで、お金をかけてまでやることと、ご理解いただいていないわけだから、その数字として、ポスターを張っている先進自治体でも効果のほどは不明だというような、最後の結論だけが上がってくるわけであって、このポスターの告知そのものについて、無駄というふうには、そういう意味からするとですね、市民が知っているか知らないかという、知っている人の数がふえるということについては、当然これは効果があるというふうに考えてもいいのではないかなと、だからそのような意味で私は、公明党市議団としてはやっていく方向で、できれば皆さんの賛成がまとまればなというふうには考えています。

委員長 よろしいですか。

ポスターをやるかやらないかということと、あともう一つは、今保守系クラブさんのほうから最初に出たその審議については、広報委員会でやってほしいと、新たに公明党さんのほうでも、そのほかにもいろいろな広報媒体があるのではないかというふうな、その検討もしてほしいというふうな内容も出てきました。その辺のところをちょっと話し合っていたきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

ポスターに限らずに……

横田委員 その辺は、さっき副委員長が言われたように、ポスターに限らずいろんな方法、茶の都メールだとか、確かにいいなと思いますので、そういうのも全部ひっくるめてもう一回、広報委員のほうなのですから、そこでまたもんでもらって決めてもらえればいいのではないかなというふうに思います。

山本委員 基本的には、ポスターの話は今ご提案させていただいている。今金澤副委員長のほうからは、防災行政無線の話が出ましたよね。媒体としてプラスアルファで、行政側のメール配信サービスだとかいろいろ考えられるのはありますけれども、これごっちゃにする話ではなくて、少なくとももうポスターについては議論が先行していますから、その部分のちょっとキーを上げていただきたいというのが1つあります。ということでいくと、少なくともポスターの掲載の可否については、これまず先行事例としてここで決めていただきたい。ほかの防災行政無線の活用であったり、行政側のメール配信サービスに便乗する、あるいは議会独自でつくるといふものもあるかもしれないけれども、そういったほかの媒体の部分については、さらに、そもそものところからもみ込まないといけないでしょうから、それについては広報に下もみをしてもらうとかいったようなことがあってもいいのかなと思いますけれども、ポスターについては、もうここまでもんで、もう論点出尽くしていますから、その部分については先行して決めていただきたいというのが正直なところあります。

委員長 今、そういうふうなお話が出て、ちょっと私の委員長の立場としてどうかと思うのですが、個人的なあれとしては、委員長の立場としてもそうなのですが、広報委員会のほうで、なお今回の案については廃案せずに、次期の広報委員会に申し送ることとなったというふうなことで、広報委員会のほうでこういうふうに決まっていることについて、この委員会でそのように決めてしまっているのかどうかというのが私の一番の今の段階での、広報委員会ではこういうふうになっていると、だけれども改革委員会ではやれと決めたとかやるなと決めたとか、広報委員会で決まっていることについて、それはそれで大切にしないといけないのかなという私の感じとしてはあるわけですね。

山本委員 申し送りを決めた時点で、まだこの委員会の設置決まっていなかったのです。はっきり正直申し上げて、廃案になりかけたものを何とかそういう形で首の皮1枚つなぐのがやっというのが正直なところですが、議事過程としては、

申し送ることは決めましたが、次の委員会がそれを申し受けるとは決めていないというふうに聞いていますので、その部分については、今これつるされているという状態ですね。そういう部分で宙ぶらりんになっているというのが1つあるのと、あと委員長のご懸念の部分で言えば、こちらで法定委員会で、向こうが任意の委員会であるということから考えても、より優先課題として法定委員会のほうで議事として優先課題として引き取るというのは、これ合理的な話だと思いますので、こちらの法定委員会のほうが後からできているわけですから、その部分はこちらの法定委員会の設置趣旨に従って、必要とする議題は任意の委員会から引き継いで議論をしても、これは合理的な話だというふうに私は思いますので、少なくとも方向づけについては、ここで決めるということは何ら問題ないというふうに、私としては理解をしているところです。

こちらについては、設置目的があって、やらなければならないことは決まっているわけですから、それについて必要なことであれば、こちらでやればよいというふうに理解をしております。

委員長 委員長の立場で申し上げますと、実施主体が広報委員会という主体があって、そこが一応検討するというふうな内容で決まっています、それをこっちの改革委員会ができたから、そちらで決定したから、これをやれというふうな広報委員会に決定を下すのはどうなのかなというふうな気持ちでいる段階です。その辺のところは、だから広報委員会も今度変わっていると思うのですね、内容的には。だから、その辺の委員の方々に、自分たちでやりたいと思わない限りは、なかなかいいものがないのではないかなというふうな気持ちは私はあります。

その中でやりたいということになれば、それは一生懸命やるでしょうし、言われたものをやるということだけだったら、それはそれなりの形になってしまうかもしれないし、その辺のところは私は一番危惧するところなのですよね。

〔(全く状況変わったので、発言できないでしょうか、だめですかね、取り計らって) (委員長だったということなので、私はいいと思いますよ) と言う人あり〕

委員長 そうですか。

野口委員外議員 済みません。全く状況変わったので、広報委員会に差し戻すということについては、私ははっきり言って反対です。と申しますのは、広報委員会というのはあくまで技術的な面で、はっきり技術的な面を取り扱う面で、それで山本委員にワーキンググループをつくってもらった。ただ、決まったわけではなくて、視覚的にこういうことがいいというものでみんなが賛成しただけであって、決まったわけではない。それがみんなに諮ってもらったら、保守系クラブでは効果がない。ですから、効果という面ではこちらとしても説得できないわけですね。でも、決めるとすると効果ではなくて、議会が変わったよというような全体的な雰囲気というか、そういう議会改革の一環としてでない、あれは取り組めないわけです。ですから、もう議会がどこまで変わるか、その一環としてでない、決められないような気がするのです、やっぱりこの場で、この議会改革特別委員会で決めないと、広報委員会に戻して効果とか議論したって決まるわけない。ですから、いつまでたっても決まらない、説得できない。効果は別にしてなんて、広報委員会では議論多分できないと思うのですよ。あそこはあくまで技術的なところですから。私の印象では。だから、私はとめたのです。もう説得できないから、全部の議員を。ということです。私の意見です。

委員長 わかりました。

今一応そういうふうな意見が出ましたが、いかがでしょうか。

吉澤委員 私も山本委員と同じで、ここでぜひ可否をとって、やるというふうに決まったら、後、原

案はできているのですから、細かいところで修正する部分があれば、それは広報委員会で検討していただいていいと思うのですが、このまま差し戻しても、結局同じことを繰り返すだけだと思いますし、確かに本当に申し送ることにはなっていますけれども、検討するという事はまだ広報委員会で決まっていますので、ぜひここで決めていただきたいというふうに思います。

委員長　いかがでしょうか。

向口委員　私も吉澤委員や山本委員と一緒にのですが、もう広報委員会では議論し尽くしましたし、方向性も反対、進める派、やめる派も明らかに出ていましたし、そういった意味では差し戻しても同じような結果になるというのは目に見えております。その上で、そもそもやっている中で、広報の仕組みを変えていくときに、やっぱりどうしても議会改革という部分と絡んでくるわけですよ。ですから、議会改革をしたいのかしたくないのかではないですけれども、結局そういうところにやっぱり広報を進めていく上で、どうしても考えざるを得なくなってくるのです。例えばもっと市民に公開した広報をつくりたいと思うと、それはどうしても議会改革にも絡んでくるわけですよ。だから、常にそういうことがつきまといっていくわけです。だから、そういった意味でこういう委員会ができたわけですから、やはりここでどういうふうな議会改革をしていきたいのかということを経験した上での広報委員会での進め方というのを考えていくべきだと私はやはり思います。以上です。

委員長　ありがとうございました。

山本委員　今各委員からお話いただいたところなのですが、今後この委員会で議論を進めていく中で、細かいディテールを広報に頼むという案件というのは、今後たくさん出てくると思うのですよ。例えば中長期の中で、私どものほうから提案をしている各議員の個人別の賛否の公開だとかといった部分についても、これもしこの委員会の中でやると決まれば、その掲載の方法については、これ基本的には広報委員会にお願いする話になる。それはもうやると決めた形をつくってくださいねという形の依頼の仕方になるわけで、その部分については、もうこれ基本線はこっちで決めるということについては、もう合理的に割り切らないと、広報で独立して動かすことの難しさというのは、やっぱり各会派ごとの賛否を選択的に載せるということを決めたクローズアップ討論の記事の掲載をめぐる論議の中でも、広報で独立して決めていくということの限界と難しさというのは、やっぱり各委員からご指摘があったようなところで、やっぱりそれ独立して決められるものではないよねという懸念もありながら、ほかに議論する場がないという中で進めてきたことですから、それでいくと、ここで改革をするということで一致して、ここで委員会やっているわけですから、だからその部分の基本線というのはここで決めていかないと、ここで決定できなくなってくるということだとも思いますので、そういう部分でいくと、やるよということを決めるというのは、ここ

で決めていけばいいのだと思う。細かいことについて、ではどういうふうになれば紙面の中におさまりますかとか、どういう形でやれば合理的につくれますかという部分については、細かいディテール、技術的な話は広報委員会にお願いすればいいという話だと思しますので、基本線はやっぱりここで決めていただくほうが合理的だろうなという、議会改革という大きな方向性の中で、これどういうふうに位置づけるかというのは、ここでしか議論ができない案件だと思しますので、それも合理的に割り切ってやるべきだというふうに思しますので、その点申し述べておきたいと思います。

委員長 保守系さんは何かありますか。

ちょっといいですか、私のほうで。今広報委員会の認識というものが野口議員さんからは、どっちかという技術的なものだろうというふうな、議会だよりの広報委員会がそういうふうな判断をされて、それでその中では決定できないのだから、この委員会で決定したらどうかというふうな話になっていたと思うのですが、その辺のところ私のほうの認識だと、ちょっと広報委員会というのは、ある程度自分たちでいろいろ広報については自分たちでいろいろ考えていくと、自主的なものもすごくあると思うのですよね。技術的なもので、どこかほかのところから言われたからやるということではなくて、広報委員会として広報をどういうふうにしていこうかという、自主的な部分が大変あるのではないかと思います。ですから、その中で委員さんが自分たちで広報をどういうふうにやっていくのだというふうな中で、例えばポスターももう最終段階までいっていると、ただ最終的には、その効果があるかないか、お金を使ってそれでいいのかどうなのか、その辺の判断でやっぱりこれは効果がないものだから、技術的にはやらないほうがいいだろうと、しかし今この中で今お話になっているのは、広報をすることによって市民にアピールすることによって、議会だって動いているのだということを示すことによって、ポスターというものは金銭的に得られない価値があるのだというふうな内容があるのではないかというふうなことで話しているわけなのですが、そのポスターをつくるのに、ポスターに限らず広報委員会として、自分たちでまた審議してポスターをやるか、もう中の委員さんもかわっていますから、やるとなればそれなりのもも自分たちで判断して決定すればやっていこうと、ただこういうふうな委員会で言われたものについて、やってほしいと言われた、何かお願いされたものについてよりも、基本的には、だからその広報委員会の中で、今まで練ってきた中で、今度委員さんがかわって新たな委員さんになったわけですから、その中で本当にやりたいのかどうなのか、その中でやるということになれば進めていくし、また今金澤さんが言われたような、いろんなそのほかの媒体についても、その広報委員会の中で検討しながら決定していくと、そういうふうなことが自主的な動きとして広報委員会にあってはいいのではないかというふうな気持ちがあります。こっちでそういうふうないろんなものについて、全部ちょっと検討してください

って投げかけるよりも、広報委員会の中でそういうふうなものがこの委員会では出たと、そのことについて皆さんで考えてみてはいかがですかというふうな投げかけられているのだろうけれども、どうだろうというふうなことで、ここで決定したということになると、命令系統みたいな格好になってしまうのではないですか。その辺のところはどうかなという気がする。もう自主的なほうが私は物事は進んでいくという気がしている。

安道委員 今このポスターの件からいろいろ広がっているわけなのですが、私の個人の考えですけれども、この議会の議会改革特別委員会というのが設定されたら、入間市議会として議会改革を進めていこうというふうなことで全会派が一致してこの特別委員会は立ち上げたわけですよ。では、それに当たって議会改革、こういったテーマはさまざま出されたことについて、練って、進めていくということで、その1つとして、このポスターも出てきました。

ポスターを開かれた議会ということで、議会としてこういうふうにして進めていくということをお願いするという、さっき副委員長もおっしゃったようなそういう効果が費用対効果ではなくて、市民に知らせていくという点で十分効果があるわけですよ。そういったことで、ここでもまれたこととして広報委員会にそれを出していく。議会としては、全体として議会改革を進めていこうという合意のもとでやられていて、結局この特別委員会ではこういったことを進めたいということで、広報のほうに、ではこの部分の具体的な内容についてお願いしますというふうなことでやってもらうということで、十分に主体的に取り組めるのではないのでしょうか。

だから、さっきも山本委員のほうからもありましたけれども、これだけではなくて、ほかにもまだこれから出てくる可能性があるわけですよ。そういったそれぞれのところをお願いしていくような項目は出てくる可能性があるわけですから、議会として全体としてはこの特別委員会を立ち上げたということは、みんなで議会改革を進めていこうという基本ベースがあってやっているわけですから、そういった点では広報にも振り分ける、あるいは図書委員会にも振り分ける、そういったことは今後出てくるわけで、それについて、ではその部署についてそれぞれやっていきましょうというふうなことで、具体的なところはゆだねていくというふうなこと、これから出てくるのではないのでしょうか。それで、主体性が欠けるということはない。むしろ一緒になって進めていこうというふうなことになっていくのだと思うのです。ただ、決定機関ではないとなったら、ここで一定それを決めて、やっていただきましょうというふうな形での進め方ではないと、なかなか進んでいかないのではないのかなというふうに思いましたけれども……。

宮岡委員 確かに今ここ出ているように、この議会改革特別委員会というのは、議会改革をもうしていかなければならない、もうそういう時期だというのは、みんなの合意のもとでこれできたと思うのです。ということは、広報の委員会であっても、広報をいかに市民にわかりやす

くやるためにもずっといろいろ考えて、広報委員の人たちが苦勞しながら、内容を変えたり写真をいかに取り込むかとか、いろんなことをやりながら考えて、広報もやっていると思うのですけれども、その中でも次回の議会はいつですよというのをえていますよね、後ろに少し。それを見るだけではこの市民から防災無線でやったらいいのではないかという以前の問題で、そこにも出ているわけなのだけれども、広報委員会としてもそれだけの広報ではなくて、外へもうちょっといかに読んでもらうか、それから議会に興味を持ってもらうかということを広報委員としてやらなければならないのかということ、この委員会の委員だけが考えるのではなくて、議員全部が考えることのきっかけが特別委員会の一つであると思うのです。だから、今さっき言っているように、広報のほうで、以前はこれだめだったとは言っているけれども、もう一回次につなげましょうと書いているわけなのだから、そういう点も含めて、こういう特別委員会ができたのだからこそ、広報でももうちょっとしっかりとそういうことは考え直すべきではないのかなって私は思うのです。この委員会でやるだけではなくて、それが議員全体が改革をしていかなければならないというもとになるのではないのかなと思うのですよ。ただ、表示するだけが議会改革ではなくて、議員全員が議会改革していかなければならないということを考える意味でも、私は広報にもう一回差し戻してというか、お願いして、やっていってもらいたいというのがあります。

金澤委員 皆さんの意見よくわかるのですけれども、例えばこの中で常任委員会の活性化と結構出てきていますよね。これについても、本来、常任委員会が自主的に考えればいいのではないかということにはならないと思うのです。そういう意味で、今回はポスターという一つの部分に絞って出ていますけれども、ある意味この議会改革特別委員会で広報委員会のもっと活性化、もっと発信力の強化というものも議会改革として必要だということはこの特別委員会で、失礼な話、おしりをたたくというか、起爆剤としてきっかけづくりとして提案をしていくと、どういふふうに向こうが受けて、どういふふう頑張っていくかというのは、向こうの自主的な話というふうに分けたならば、今回のこの告知ポスターの件を含めて、これは告知ポスターを実施の方向でやっていただきたいと、あわせてそれ以外にさまざまな発信方法をさらに研究、検討していただきたいというような、そこまではこの議会改革特別委員会で決をとって、議長を通じて発信していくというような方向で皆さんのご理解が得られないのかどうか、もうここが程度煮詰まってきたので、決をとっていいのかなというふう思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長 暫時休憩させていただきたいと思います。

午前11時09分 休憩

午前11時30分 再開

委員長 会議を再開いたします。

先ほどに引き続きまして、ポスターの件についてを議題といたします。

横田委員 今、ちょっといろいろ話しまして、この件に関しましては、費用対効果という面では確かに効果があらわれない、わからないのですけれども、今ここでやっているのは議会改革委員会なので、議会改革、開かれた議会という面で、効果がないからある面自己満足となってしまうのかもしれないのですが、やはりポスターは進めていくということでいったらいいのではないかなというふうに思います。

委員長 それでは、決をとらせていただきたいと思います。

それでは、ポスターを進めるということで決定をしてよろしいでしょうか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 異議なしということでございますので、ポスターはやるということで進めさせていただきたいと思います。

また、そのほかの金澤委員のほうから出た件については、今回ここで出された内容なので、検討課題というのですか、まだ皆さんも初めて聞いた内容だと思うので、検討課題ということで進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

金澤委員 改めてやるというよりは、この案件を告知ポスターを進めてくださいということを伝達するだけではなくて、できればある意味幅広くとらえていただいて、告知ポスターを含めてさまざまな広報の強化、推進に努めていただきたいということを広報委員会に申し送るというか、要望するというので、皆さんのご理解と賛成をいただければというふうに思うのですけれども、いかがですか。

委員長 その辺はどうでしょうか。

山本委員 おおむねよろしいかと思うのですけれども、文案というか、表現の方法として、ポスターは進めてください。ほかの広報手段の充実についても検討してください。2本立てで出していただけるのであれば、それでよろしいかと思います。

委員長 どうでしょうか。それでいいですか。よろしいですか。

それでは、ポスターを進める。そのほかの広報手段についてもご検討をお願いしますという内容の決定をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、次に進みたいと思います。

次に、傍聴者への情報提供の拡大検討について協議願いたいと思います。

それでは、各会派よりご報告をお願いしたいと思います。保守系クラブ、お願いいたします。

横田委員 これに関しましては、やはり結論は、今の状態のままで、現行どおりでいいのではないかなと、コピーぐらいは欲しいと言われた人には渡してもいいでしょうということなのですが、

来てくれている、いろいろ話が出たのですけれども、来て、そこまで細かい資料を欲しい人というのは、そうは今見ていないのではないですか。ほんの一部の人だけではないのですかという話が出まして、その一部の人のためにそこまで全部用意するような事務処理を考えると、そこまでいろんな情報を提供する必要はないし、例えばもし勉強会で使っているようなことというのは、あれは表立ってやっている資料ではないので、それを傍聴者の方にいろいろ提供するというのは、逆にどうなのでしょうかとというような話で、結果的には現状のまま、資料のコピーが欲しいという人に関しては、コピーか何かで渡すということになりました。保守系としては。

委員長 ありがとうございます。

次に、公明党入間市議団さん、お願いします。

金澤委員 拡大の方向では私はいいのかなというふうに思いますけれども、別にこれはコピーをして渡すということではなくて、今現在でも、例えば予算、3月議会であれば予算説明書等は、要するに受付のところに置いて、見せるだけなのですよね。ある意味中に持って入れないから、それを見ながら傍聴するということができないと、そもそも現在のその資料の置き方、提示の仕方自体には、まだ工夫の余地があるのかなと。

3月予算議会であれば、我々が会派の勉強会でいただいているような、歳入歳出のあらまし、主な歳入歳出の一覧がありますよね。あれは今現在は添付していないというふうに聞いているのですけれども、ある意味、それこそ例えば3月議会であれば、そのようなレベルの、主にほかの各議員も総括質疑等で聞くのは、その中からピックアップしていることが多いので、大体三、四枚ぐらいのコピーだと思うのですけれども、それは今でも受付に置いていないのですけれども、それは逆にコピーをして、来場者にお渡ししていくぐらいのほうが実効性はあるのかなと、分厚い予算説明書の中にも持って入れないのに受付のところに置いてあるだけよりも、私は効果としてはあるのではないかなという意味で、単純な今提案者の言われているような拡大、検討ということではなくて、実効性があり、なおかつ傍聴者の理解が進められるような情報提供のその資料の提供のあり方について、改めて検討したほうがいいのではないかなというふうに考えています。以上です。

委員長 ありがとうございます。

日本共産党入間市議会議員団さん。

安道委員 うちのほうでもこの傍聴者への資料提供という点では、今やれる限りの資料提供という点ではやっぱり検討すべきではないかというふうな、執行部から出される概略ですよ、予算等々の概略等々やれるのであれば、やっぱり提供していくというふうな形で改善していくのが望ましいのではないかと。

それで、先ほどもコピーの件ありましたけれども、また個人で希望する人によっては、そ

れを家に持ち帰りたいという人も中にはいるだろうと、そういった場合には、その希望する人にはコピーも同時に情報提供できるように、それは希望者ですけれども、希望者にはそれもコピー等々はこたえていくというふうなこともやっていくべきではないかというふうなことで出ました。以上です。

委員長 ありがとうございます。

みらい市民クラブさん。

山本委員 うちから出した話なので、うちの人はずい進めていただきたいというふうな結論であるわけですけれども、基本的には、まず一番に想定されるのが補正予算なのですよね。勉強会資料、勉強会というか議案の説明会の中で各定例会ごとに補正予算が出れば、一覧表出ますよね。あれで皆さん議論をされていて、あれをもとにして皆さんピックアップされて、副委員長がおっしゃったように議論しているわけだから、あの項目については少なくとも出したらどうか、これはさいたま市議会のものですけれども、ホームページにも上がっていました。議案が上程されると全部ホームページに上がるのだそうで、事務局にも1つ渡してありますけれども、基本的に何の話をしているのかがよりわかりやすい形で資料を提供するという基本コンセプトの中で何ができるかということを考えていけばいいと思うし、少なくとも補正予算の部分については、現状、会派ごとの議案説明会の中で配付されているものだから、これをうまく活用すれば、それはすぐできますよねということ、それ以降の部分については、また継続的に議論をしていけばいいと思うのですけれども、少なくとも補正予算の概略の部分については、すぐできることではないかなというふうに思っています。

あと副委員長がおっしゃられた部分でいくと、私もよその議会さん、結構あちこち拝見していて、最近でも深谷に2回ぐらい行きましたけれども、深谷は3そろいが5そろいぐらい、予算書、決算書、みんなばんと議案書置いてあって、中へ持ち込めるようになっていました。私は、一般質問の回で行ったのですけれども、中で見ていましたから、もう少し冊数をふやせば回し読みしていただくような形で中へ持ち込めるのではないかとといったようなことも含めて、せっかく来ていただく人だから、何の話の中でやっているのかという部分がよりわかるような形で資料を提供するというコンセプトで何ができるかというのを考えていけばいいと思っています。少なくとも補正予算の分はすぐ出せますよね。そういうふうに考えています。

宮岡委員 ちょっと質問なのですけれども、これって一般市民の方が、より開かれた議会かというのは、いろんな委員会、本会議もそうなのですけれども、来ていただくということですよ。今現在でも一般質問は来ているけれども、なかなか総括だって来る市民の方は少ないし、そういう中で準備するとなると、ではどこまでを、大勢入ったところまでを準備するのか、やっぱりそれもあると思うのですよ。来てからその部数をやるのか、それとも来なくても必ず

やらなければいけない、来ることを想定してやるのかということもあると思うし、それで今、私がここの10年間いろいろやってきた範囲では、どう考えても、ほかの市町村から見えた議員さんなり、それからこれから議員になりたいという方はそういう資料は必要かもしれません。でも、一般市民の人たちに、私なんかはより来ていただきたいのは、より身近な議会として、そんな難しいものを、今言われたように、議員がこの程度のかって、もしかしたらそういう人たちから思われるかもしれないような資料ですよ。議員の勉強会で、勉強会というか、いただいているのは、そんなにたくさんの資料をもらっているわけではなくて、印刷物が二、三枚、多くても、そんなところですから、そのぐらいのものをそういう人たち、本当に見たい人たちが見たらば、こんな程度かって、議員がやっているのはというぐらいに思われるのか、それとも一般市民の人たちにとって、こんな厚いものを、資料をそこで見られますよという、あれば、それは待合でというか見るでしょうけれども、親しんでもらう、まずは親しんでもらう、それからより市民の人たちにも議会を理解してもらおうという意味では、初めからいろんな資料を私は今渡さなくても、入り口のところに提供していただくと、それが必要ならそれをコピーしてもらえればいいのではないのかなってというのが私の思いなのだけれども、それを初めからどの程度をいろんな面で準備していくこととか、それを思っこの情報提供とされているのか、そこがちょっとよくわからないのだけれども……。

山本委員 各会派さんの議案説明会の中身がどうかというのは、私よそさんのやりとりは見ていないのでわかりません。ただ、一般的に議案の説明を受けるに当たって、私たちが受けている基礎的な資料については、要するに各会派ごとにやっている中で、全部に配られている性質のもの、補正予算の概略説明なんかそうですね。これ全員受け取っているはずですから、その程度のものについては出してもいいのではないですか。各会派ごとでそのご議論の中で、直取引しているものがあるのだとすれば、そこまでは私求めるつもりはないですよ。それはそれで個々人で資料請求かけるなり、あるいはその議論の中で、説明会の中でこういう資料も追加で欲しいというのだったら、それはそれで内々でやればよいと思うのです。

ただ、例えば補正予算の概略説明の資料ということで、例えば特化した話をする、私たち議会の議員は、当然予算書読めることが想定されているわけだけれども、執行部の側から今回の予算のポイントはここここですよということについて、あらかじめレクチャー受けて議場に臨んでいますよね、現実的にね。では、市民の皆さんそれなしで、前でやっている話について、予算書そのものを読み解かないと、どこの話しているかわからないという状況をつくってしまうのが、これ本当に来ている人にとってわかりやすい議論の進め方になるのかどうかという話だと思うのですよ。親しんでいただくにも、中で何の話しているか、よりわかりやすいところでわかってもらわないと、次来ていただけないですよ。ということから考えると、できるだけわかりやすい資料を、議案についてですよ。議案について基礎的な

わかりやすい資料について、解きほぐしたものが何点かあればいいのではないですかということだと思っております。

宮岡委員 何点かというお話だと、こんな分厚くはならないとは思っただけけれども、ただそれは来ていただく人のほうが少ないわけで、先ほども出ていましたけれども、例えば放映していますよね、本会議や何か。その人たちには、ではどの程度のこのあれを想定している、テロップというか、全く、もっと来ていない人が、テレビで見ているならば、もっとわかりづらいのではないのかなと思っております。来た人は、確かにどんな厚くても時間がある限り見ていけばいいわけだし、それから外へ出ればもっと詳しいのももし置ければ、そんなのも見れば参考になるわけだけれども、もっと身近なテレビを見ている人たちにとっての資料というのは、やっぱり必要ではないのかなと思って、見ながらわかればいいわけで、もっとね、そのほうが親しみもわくし、そうした場合の、だからその基準というか、資料をそこに傍聴している人たちに出すというのは、私もそのほうがわかりやすいかなとは思っただけけれども、よりもっと、私からすると、この余りレベルという言葉がふさわしいかどうかわからないのだけれども、市民の人たちにより開かれた議会ですよって言って来ていただくためには、余り難しいものは必要ではないのかなって、本当に来てもらって聞くだけでも結構、私、自分たちがやっていたときには、それだけで十分わかっていたというか、資料を見てもわけわからないという人たちが割と来てくれているのかなって、ただそれを本会議や何かで傍聴することによって、ああ、そうだったのだから聞くことで理解している人たちのほうが、私は今のところ多いし、そういう人たちをふやしたいなというのはあるのですよね。

山本委員 おっしゃることわかります。要はよりわかりやすい議論を進めるというので、やっぱり見ている人、聞いている人がわかるレベルで資料出すということができるとなおいいですよねということでは一致しています。ただ、予算書本体を解説するというのは、結構労力要りますよね、皆さんも。期の深い方はもうなれていらっしゃるだろうけれども、これ最初取りかかるのって、結構当初予算にしたって、電話帳ぐらいの分厚さになってくる。補正予算にしてみたら、これ補正額しか載っていないわけだから、これ本当に見ようと思ったら、当初予算と対照にしないと、額の動きわからないでしょう。そういった部分まで含めて、議会の議員はそれは仕事としてやっているわけだから、読むことは想定されているというか、それやることやって理解されているけれども、傍聴に来ている人にはそれしか渡ってなくて、私たちのほうには虎の巻来ているのだとしたら、それは逆にせねばいかぬという話はあるのではないのかなというふうに思う。せっかく来ていただく人について、やっぱり何の話をしているのかわかるようにするためには、うちの補正予算の概略説明書と皆さん渡っている部分って、そんなに難しい資料だと思わないし、執行部側の目玉事業について、幾らかかって、こんなことやりますって書いてある一覧表ではないですか。そのぐらいのものは少なくとも

今すぐ添付して出せるでしょうという話だと思うのですよ。それに基づいてみんな議論しているわけだから、現実的に。この項目について議論しているのねというのが、予算書当たらなくても見えるという点では、あの資料、薄っぺらいものだけれども、あれは市民の皆さんと共有してもいいのではないですかという話だと思う。

テレビ見ている人という話でいけば、ホームページに上げればいいではないですか。ホームページに上げるということで、速報性持って、議案が提案された時点で、議案の一覧表が出ていますよね、今ね。やっぱり参考資料についてもPDFか何かでつけばいいわけですから、その部分までは対応できるのではないのかなということで、その事務量とサーバーの容量の問題があることは承知をしていますので、その部分の難しさがあることは理解をしますけれども、要はできるだけわかりやすい形でものを出していくという、私たちがその部分で議論をしていることについて、何の話をしているのかという部分について、より高いところでわかってもらえるような仕掛けをつくるという意味においてどうすればいいかということをごひ考えていただきたいなというふうに思いますけれども……。

金澤委員 両者の言い方もよくわかります。ちょっと正直言って聞いていると、ターゲットが違うと思うのですよ。ざっくばらんな話、しゃべっている、議案で総括質疑でされているときに、これを見ながら聞くということが出来る方というのは、ある意味なかなか男性の方、現役の男性の方でもなかなか少なく、なれていないとね。そういう意味では正直言って、今想定されているのは非常に高いレベルの話をしていると思います。やっぱり通常の方というのは、何言っているか大体わからないけれども、何かそんなことを言っているのかなというレベルで耳学問というのかな、耳で聞くと、だから目で見ていると、集中して聞くことができなくなってしまうのですよ。そういう方が正直言って多いというふうに思います。

そういう意味で、できるだけわかりやすいガイダンスの、概略の資料にとどめておくのも一つの考え方でしょうし、また山本委員の想定されているような、それこそホームページ見ながら、そのテレビ見るなんて、なかなかできないと思うのですけれども、そのような方もいらっしゃれば今後大切にしていかなければいけないし、私は両方の意見よくわかりますので、ちょっと折衷案として、これを例えば6月議会目前にしているわけですから、6月議会の直前に、告示なら告示された後にでも、1回協議会的な形で集まって、そこで今回どの資料を出すか出さないかを1回たたき台として皆さんで話し合っていて、これは出してもしょうがないのではないかとか、これ出したらもっと喜ぶのではないかとか、では冊数はどれくらいにしようかとかというのをやっぱり何か具体的に1回話し合ってみてから、では今後、9月議会以降どうするのかを検討したほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう意味で、きょう決をとるという意味ではなくて、もう一回ちょっと具体的に6月議会の傍聴者を想定した資料のあり方というものをもう一回考えてみたらどう

ですかね、と思うのですけれども……。

委員長　　という意見が出ましたが……。5月25日だといろいろ資料そろっているのかな。

〔(1日告示でしょう、だって。1日にならないとわからないんですよ) と言う人あり〕

委員長　　1日、1日か。

〔(だから、1日以降ですよ、もしかするとね) と言う人あり〕

委員長　　今、資料見ないとわからないというふうな話も出ていたのですけれども、どうです。

小島委員　確認なのですけれども、その資料に関しては事務局のほうでは、この間ももらっていないというような言い方をされていたような気がするのですけれども、そうしますとそれが出てからだと、今金澤委員が言ったように、1日以降でないと、もうこれが協議しても何にしても話し合いはできないと思うので、その辺をちょっともう一回再度確認なのですけれども……。

金澤委員　今の話で、結局基本的にその会派の勉強会で落とすものは、準公的な形なので、ある意味そのルールを必ずその会派の勉強会で配るものについては、標準的に配るものについては、必ず議会事務局のほうにも出してくださいということは、まず執行部のほうにちょっとルールをきちんとしておく必要があるのですね。それを含めた上で、1日の告示を受けて、その後、その6日のできれば議運までの間ぐらいにどこかで持てればなど、そこで決められれば、これを傍聴者のほうに3部なり5部でも、薄っぺらなものだったらコピーしてもいいかどうかを、時間はないのですけれども、議長を通じて議運なら議運のほうに確認をしたらどうかというふうに、ちょっとスケジュール的には思うのですけれども……。

委員長　　今そういうふうな意見が出ているのですが、どういうふうにしたらいいですかね。

基本的には、だから今言っている話は、共産党さんもあれですか、勉強会のときには企画のほうから何枚かのあれもらって、それについていろいろ説明を受けて勉強会をやっているというふうな形ですかね。みらいさんも。

山本委員　いただいた補正予算の概略書というのは参考にさせていただいているので、先方も……

委員長　　それを出すか出さないかというふうな、究極な話は、あれなのですか。ということで理解していいのですか。

山本委員　何部出すのかなということで、いかがですかということですよ。各議員に全部配られている性質のものですから、まずそこから第一歩で始めたらいかがですか。あとほかのもの、もっとこういうのがあったらいいよねみたいな話があるのだとすれば、それはまた追って議論をしていけばいい話だと思うので、拡大というか、傍聴者なりその市民の人への情報提供の拡大をしようということの方向性の決定をしていただいて、まず補正予算の概略説明書からスタートしていただくような形で進めていければ、一番ありがたいというふうに思い

ますけれども……。

委員長 どうですか、その辺の意見。見てみないとわからないから、25日にいつやるかというのは決めさせていただいていいですか。

議会事務局長 ただいまの資料につきましては、勉強会で使う資料ということですので、執行部は勉強会に合わせて多分つくっていると思うのですね。ですから、それ、勉強会以降であれば、通常用意できるということだと思います。

委員長 ちょっと今予定表見ていないので、25日の日に次にやる資料……

〔(暫時休憩してください) と言う人あり〕

委員長 暫時休憩でいいですか。

午前11時55分 休憩

午前11時58分 再開

委員長 会議を再開いたします。

山本委員 休憩中に副委員長からも話があったけれども、確かにうちとしては予算書等々受付に備えつけられているものについては、まずそういう種類をもうちょっと充実させたらどうかという論点でスタートはさせていただいて、副委員長初めほかの皆さんからも、中へ持ち込めないということについては、ちょっと私も認識していなかったもので、中へ持ち込めないというのはかなり理不尽な話だという気も正直しましたものですから、ただその部分については議論の格差になっているのは確かにそうだと思うので、広いくくりの中で議論していただければいいというふうにも思います。委員長のほうからも3日にとりあえず説明書が出た時点で、改めてご議論いただける場をつくっていただければ、それはそれでよろしいかなというふうに思いますけれども、うちとしてはまず補正予算の説明書ぐらいはつけようよというところからのスタートでしたので、あとほかの会派の皆さんからもっとこうしたほうがいいというご意見があるということですから、それも含めて総合的にご議論いただければいいというふうには思いますので、その部分については柔軟にありたいというふうに思っています。しかるべくお取り計らいいただければというふうに思いますけれども……。

委員長 それでは、日にちまではちょっと私、3日が一応有望なのですが、ちょっと予定見てみないと何ともいえないので申しわけないのですが、次回に再度検討するというところでよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 一応時間のほうもお昼になりましたので、きょう検討する内容については、一応今の段階であれなので、次回は25日水曜日、午後1時半から委員会を開催いたします。

次回は今回に引き続き、短期の検討項目についてを協議を進めたいと思います。

△ 閉会の宣告（午後 0時00分）

委員長 これをもちまして、議会改革特別委員会を閉会いたします。
本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲